

平成30年第3回知内町議会定例会（3日目）

- ◎ 招集年月日 平成30年9月27日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成30年9月27日（木） 午後 2時00分
- ◎ 閉会日時 平成30年9月27日（木） 午後 2時53分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	吉 田 峰 一
2番	成 澤 五 郎	7番	花 井 泰 子
3番	笠 松 悦 子	8番	西 山 和 夫
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	木 村 一	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 3番 笠松悦子 8番 西山和夫

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大 野 幸 孝
副 町 長	網 野 眞
生活福祉課長	田 中 志津夫
生活福祉課主幹	永 田 吉 雄
税務会計課長	佐 藤 辰 治
産業振興課長	西 野 俊 一
地域創生推進室長兼 ものづくり推進室長	三 原 知 明
建設水道課長	佐 藤 和 人
教 育 長	本 間 茂 裕
学校教育課長	帰 山 亮 一
社会教育課長	松 本 泰 行
知内高等学校事務長	小 嶋 隆
知内高等学校事務主幹	長谷川 将 之
学校給食センター長	(帰 山 亮 一)
代表監査委員	西 内 貞 治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森 永 茂
議事係長	筒 井 俊 介

平成30年第3回知内町議会定例会議事日程

(第3号)

平成30年9月27日(木) 午前9時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 3番、笠松悦子君 8番、西山和夫君
第 2	報告第4号	平成29年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について
第 3	議案第9号	かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 4	議案第10号	知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 5	議案第11号	町道路線の認定について
第 6	意見書案第1号	全国知事会の総意を受け止め、日米地位協定の抜本改定を求める意見書の提出について
第 7	意見書案第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
第 8	意見書案第3号	障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について
第 9	意見書案第4号	臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について
第10	議長発議	グループホーム建設と健康保養センターの今後の運営に関する調査特別委員会の設置について
第11	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

第3回定例会の3日目にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

欠席通告のあった議員は、4番、松井盛泰君であります。

只今の出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の27日は休会の日ですが、決算審査が予定より早く終了しましたので、会議規則第10条第3項の規定により、会議を開くものであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、笠松悦子君及び8番、西山和夫君を指名します。

● 委員会報告第4号 平成29年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第4号、『平成29年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について』を議題とします。

本件については、決算審査特別委員会において、審査が終了しております。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、木村一君。

◎ 委員長（木村 一）

委員会報告第4号、平成29年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について。

決算審査特別委員会に付託した、平成29年度知内町各会計決算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

平成30年9月27日。知内町議会議長 伊藤政博。

平成29年度決算審査特別委員会報告書

平成30年第3回知内町議会定例会において、本特別委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので会議規則第77条の規定により報告します。

平成30年9月27日。知内町議会決算審査特別委員会 委員長 木村 一。

知内町議会議長 伊藤政博殿。

記、1、付託事件、認定第1号、平成29年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第2号、平成29年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第3号、平成29年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定第4号、平成29年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第5号、平成29年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第6号、平成29年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第7号、平成29年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について。2、審査年月日、平成30年9月26日、27日（2日間）。審査場所、議会議場。4、審査委員議員全員による（議長及び議員選出監査委員を除く。）5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、町長から平成29年度知内町行政評価の実施について報告を受け、副町長から一般会計決算の概要説明後、各会計別に議題とし、各課ごとに担当課長から決算内容の説明を受け、質疑・討論・採決の順に審査を進めた。

6、審査結果、付託された認定第1号から認定第7号までの7議案については『認定すべき』と決定した。

7、審査意見、自主財源における町税については、7億3,167万9千円で前年度対比5.3%の増と昨年度に引き続き増収となり、また、町税等（町民税・固定資産税・軽自動車税・住宅使用料等）の未収額については、昨年度より24.9%減少しており、職員の徴収努力がうかがえるところであるが、今後も引き続き収納対策に努めていただきたい

い。

繰越明許費に係る不用額を除いた一般会計の実質的な不用額については、約2千万円の減となっており、昨年度からの改善方向が伺えるものの、適正な額での予算立案及び計画的、効率的、効果的な予算の執行に努めていただきたい。

知内高校バス通学生徒交通費助成事業において、知内高校にバスで通学する生徒に対し通学定期運賃を助成しているが、児童・生徒の減少により座席の空きが目立つスクールバスの活用や、今後、運行が予定されているデマンドバスの複合的な利用など、町外のみならず町内から通学する生徒への支援も合わせて、検討を進めていただきたい。

地方財政を取り巻く環境はまだまだ厳しい状況が続いており、更には、人口が減少傾向にありながらも、住民ニーズは多様化し、行政サービスは高いレベルを求められてる中、本町が将来にわたり発展し、健全な財政運営を推進するために、「第6次知内町まちづくり総合計画」に基づき、「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」づくりの実現を期待するものである。

なお、審査の過程で述べられた各委員の質疑などの意見・要望を参酌し、今後の町政の執行に際し、十分反映されるよう要望するものであります。

◎ 議長（伊藤政博）

これで委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会において、質疑・討論を行っておりますので、只今の委員会報告に対する質疑・討論は省略します。

この採決は起立によって行います。

それでは、各認定議案ごとに討論及び採決を行います。

まず、認定第1号、平成29年度知内町一般会計歳入歳出決算認定に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

認定第1号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。認定第1号については、認定することに決定しました。

次に認定第2号、平成29年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

認定第2号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。認定第2号については、認定することに決定しました。

次に認定第3号、平成29年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

認定第3号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第3号については、認定することに決定しました。

次に認定第4号、平成29年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

認定第4号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第4号については、認定することに決定しました。

次に認定第5号、平成29年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

認定第5号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第5号については、認定することに決定しました。

次に認定第6号、平成29年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

認定第6号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第6号については、認定することに決定しました。

次に認定第7号、平成29年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

認定第7号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第7号については、認定することに決定しました。

● 議案第9号 かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第9号、『かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

議案第9号、かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページです。かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例（平成28年条例第8号）の一部を次のように改正する。

説明につきましては、説明資料見出し3の産業振興課の23ページをご覧ください。見出し3の23ページです。かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する関係ですけれども、まず、趣旨としましては、平成31年4月に供用開始する予定の牡蠣飯弁当製造施設の円滑な管理・運営を図るため、既存のかき小屋知内番屋と一体的な管理・運営について関係条例に必要な改正を行うものとしております。

今現在、かき小屋知内番屋につきましては、平成28年4月25日から来年の31年の3月31日までの3年間の今、指定管理をしておりますけれども、これを今度、一体的な管理を図っていききたいというふうな改正になっております。

改正案ですけれども、次の24ページをご覧ください。現行の設置目的のところにあります目的でありますけれども、この中に上から2行目の最後の方の「牡蠣を中心とする海産物等の物産その他飲食物等を販売する店舗等」になっておりますけれども、これに加えて、改正後の案を見ていただきたいんですけれども、これにプラスしまして、3行目の後ろの方ですけれども、「特産品を製造する工場等に供する施設」ということで、プラスした設置目的にしております。

なお、第1条と第3条以降につきましては、現行のままで進めていききたいというふうに考えております。

23ページに戻っていただきまして、今後のスケジュールですけれども、今回の条例改正が通りましたら、10月に31年度の指定管理の公募を行いまして、（4）ですけれども、12月の第4回定例会に指定管理者の指定の議決いただいて、31年の4月から新指定管理者による管理・運営を図っていききたいというふうなことで考えております。

なお、具体的な管理、運営方法については、今後整理します管理協定、あと、仕様書等で定めることとしておりまして、現在、具体的な管理・運営方法については、検討中であります。

議案に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。以上で終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

今の課長の説明ですと、管理・運営の動向というものが、これから作ると。いつ頃までやって、そういう形のものに移行する考えでいるのか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。先ほどのスケジュールで言いましたとおり、10月に今、公募を始めますので、今、近々、だいぶ詰めておりますけれども、公募のときには仕様書、あと、管理協定の案も作って公募しなければなりませんので、それまでに詰めていくことになっております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

だから、それを大体11月とか12月とかって、月でいえばどのくらいのいつまでかかるのかなと。

◎ 議 長 (伊藤政博)

今、10月の公募までに作りますということですので。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案の通り決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案の通り可決されました。

● 議案第10号 知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第4、議案第10号、『知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

議案第10号、知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

めくっていただきまして、次のページですけれども、知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例（平成9年知内町条例第7号）の一部を次のように改正するということですが、これにつきましても、説明資料の方で説明したいと思っておりますので、先ほどの見出し3の18ページをご覧ください。

知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正についてでありますけれども、これも趣旨にありますとおり、これまで農村活性化センターは、地場産食材を使った食事の提供や農産物の販売、地域情報発信を行ってききましたが、さらに地場産の米や小麦を使ったパンの製造販売も行うことになることから、施設の設置の目的を効果的に達成するため指定管理者制度により管理・運営を行うために必要な改正を行うということで、今までは使用許可という形で貸し出しをしておりましたけれども、今後は今、趣旨で申し上げたとおりで、指定管理者制度によりまして、管理を行いたいたということです。

改正案につきましては、次のページ、19ページをご覧ください。19ページの現行のところですが、3条の管理、第4条の使用許可につきましては、今、言ったとおり、使用許可でありましたけれども、改正案の方の第3条、指定管理者による管理、休業日及び営業時間というものを改正することになっております。それから、現行の第5条、使用の制限、第6条、注意義務及び使用の取り消しの欄につきましては、第5条の入館等の制限に改正する予定です。続きまして、7条の使用料、現行の使用料のところと第8条、使用料の還付につきましては、改正案では第6条の利用料金に改正しております。それから、改正案の第7条、指定管理者の事業の実施、次ページの第8条、搬入禁止物は新たに設けるとなっています。それから、現行の第9条、損害賠償につきましては、改正案で、9条の損害賠償、指定管理者、入館した者がという形に改正する予定になっています。それから、改正案の第10条、秘密保持義務を新たに設けます。それから、現行の使用料のところの別表、一番下ですが、これを削除することになっております。このような改正を進めたいと思っております。18ページに戻っていただきまして、今後のスケジュールですが、これは先ほどのかき小屋の条例と同じく、10月に指定管理者の公募を行いまして、12月の第4回定例会の方に指定管理者の議決をいただきまして、4月からの供用を開始する予定となっております。

議案に戻っていただきまして、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

改正後の案の7条に書いてある指定管理者の事業の実施のところの「指定管理者は、活性化センターにおいてその設置目的を損なわない範囲で自己の事業を実施することができる」とあります。このことを考えれば、例えば予測するとすれば、どんなことが予測されるかということをお聞きしたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。設置目的にありますとおり、この活性化センターにつきましては、知内町の特産品の育成と地域の活性化に資するためというような設置目的になっております。そういう形で、今、指定管理を公募しますけれども、このほかに事業者の方で、例えば今、パン製造ということで改正の趣旨をしゃべりましたけれども、パン製造以外で、もし、この目的に合致するものがありましたらですね、パン製造以外の地場産を使った何か食材を作るだとか、そういうもの等を指しているということです。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

横の話ではっきり聞こえなかったんですけども、ちゃんとしたことに基づいて事業がされるというふうに思うのですが、「損なわない範囲で自己の事業を実施することができる」とありますので、それがどんなことを想定されているのかなど、ちょっと思ったので、何か想定されていることがあればお聞きしたいと思ったのですが、具体的なものは無いということですね。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ちょっと聞き取れなかったということで、もう一度、繰り返しになりますけれども、この設置目的、まず、活性化センターのですね、知内町の特産品の育成と地域の活性化に資するためということです。それで、今、パン、地場産の小麦、米粉を使ったパンの製造ということを主目的にしておりますけれども、それ以外の知内産の海産物だとか、農産物を使った例えば総菜を作るだとか、そういうものをちょっと今、想定しております。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

わかりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

議案の9条の部分で、ちょっと「付属」設備と同じ「附属」、この字の違いって何か意味があるんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今、この現行のこの「付」と改正案の「附」の違いということですね。これは一般的にですね、条例の改正のときに気付いたんですけども、一般的には、この今の改正案の「附」を使うというふうなことを条例改正のときにはですね、一般的にはこういう字を使うということがわかりましたので、直すことにしました。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案は原案の通り決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案の通り可決されました。

● 議案第11号 町道路線の認定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第11号、『町道路線の認定について』を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第11号、町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により町道の路線を次のとおり認定する。

記、路線番号139番。路線名、渡島知内2号線。起点、字重内66-548地先。終点、字重内66-783地先。延長は50.6m。幅員は4.38から5.33mになります。

建設水道課説明資料見出しナンバー4の1ページをご覧ください。場所につきましては、新函館農協営農センターの横の通りになりますが、以前より渡島知内町内会より要望が出されていた路線であります。利用者につきましては、4名となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

今、課長の説明で、幅員がですね、4.38から5.33ということで、ある程度、1mも狭くなるような部分があるんですけども、この辺について、どこら辺が狭くなって、どこら辺が5.33くらいになるのか、まず、場所がわかったら、教えていただけませんか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。町道認定の要綱によりますと、幅員は4 m以上という形になっていて、その土地を寄附していただくというのが要綱上であります。現地の敷地が国道付近が4.38 mで、奥に行くにしたがって斜状で広がっているような地形になっております。町と致しましては、皆さん、道路敷地になっているものをすべて寄附していただけるという形になっておりますので、その敷地を全て認定という形で考えておりました。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

わかりました。ただ、逆側ありますよね。Aコープさんが建っていたときのどんころさんとの間が、あそこは何か町道ではなくて、私有地みたいな生活道路みたいな感じになって、あそこら辺のあれはどのような形でこれから考えていますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。議員も今、ご存じだと思いますけれども、敷地につきましては、新函館農協さんの敷地になっております。以前から町内会の方から要望を出されておりましたが、今はもう撤去されましたAコープさんの店舗から屋根の雪が落ちるという形です。今現在は、それが撤去されましたが、後ろの方にもまだ倉庫があります。その倉庫からも雪が道路の方に落ちてくる状態になりまして、町と致しましては、その辺の対策が取られた段階でご相談に乗りたいという形で考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

本案は原案の通り決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案の通り可決されました。

● 意見書案第1号 全国知事会の総意を受け止め、日米地位協定の抜本改定を求める意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、意見書案第1号、『全国知事会の総意を受け止め、日米地位協定の抜本改定を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

◎ 7 番 (花井泰子)

平成30年第3回定例会、知内町議会意見書案第1号、全国知事会の総意を受け止め、日米地位協定の抜本改定を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

平成30年9月27日提出。提出議員、花井泰子。賛成議員、吉田峰一、五十嵐捷爾、成澤五郎、笠松悦子、松井盛泰、木村一、西山和夫、谷口康之。

意見書案第1号は、案分の朗読をもって提案と致します。

全国知事会の総意を受け止め、日米地位協定の抜本改定を求める意見書

全国知事会(会長・上田清司埼玉県知事)が、7月27日札幌市で開いた本年度の会議で、日米地位協定の抜本改定を含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択しました。全国知事会が日米地位協定の改定を提言するのは初めてで、画期的です。提言は(1)米軍の低空飛行訓練ルートや訓練を行う時期の速やかな事前情報提供(2)日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として運用させること(3)事件・事故時の自治体職員による迅速で円滑な基地立ち入りの保障(4)騒音規制措置の実効性ある運用(5)米軍基地の整理・縮小・返還の促進を求める内容になっています。

提言がまとめられるに至ったのは、2015年1月、国土の0.6%の面積に米軍専用施設の70%が集中する沖縄県の翁長雄志知事が、「日本の安全保障は全国的な課題で、国民全体で考えていく必要がある」と提言、さらに知事が、同年12月、負担軽減を議論する場の設定を提案したところ、16年7月、米軍基地がある11道府県の知事をメンバーに「全国知事会米軍基地負担に関する研究会」(座長・上田埼玉県知事)を発足させ、2年間で6回の会合を開催させました。「研究会」は日米地位協定を専門とする研究者から意見聴取したほか、外務省日米地位協定室長から政府の立場を聞き、イタリアとドイツの地位協定について現地調査した沖縄県からも意見を聞き取りました。

沖縄県は、18年1・2月にかけてイタリアやドイツを訪問し、受け入れ国の元首相、軍幹部、周辺自治体、航空当局らに聞き取り調査を実施しました。それらを、「中間報告」としてまとめ公開しています。その内容は、イタリアやドイツについて(1)米軍の活動にも国内法が適用される(2)受入国側に米軍施設への立ち入り権が明記されている(3)基地を抱える自治体と米軍の間に公式な協議機関が設けられているなどの日本との違いを紹介しています。

こうした調査研究をもとに「研究会」がまとめ、知事会に提案し、日米地位協定の抜本改定を含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択することに至りました。日米地位協定は、1960年に締結されてから、日本政府が改定交渉を提起したことが一度もありません。他の国と比較してもあまりにも不平等です。

よって、政府は全国知事会の総意を重く受け止め、抜本的な改定に本腰を入れて取り組むことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月25日提出。北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、法務大臣。以上でございます。

◎ 議長 (伊藤政博)

説明が終わりました。

本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決します。

これから、意見書案第1号を採決致します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案の通り可決されました。

● 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め
る意見書の提出について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第7、意見書案第2号、『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 8 番 (西山和夫)

意見書案第2号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

平成30年9月25日提出。提出議員、西山、笠松、五十嵐、成澤、松井、木村、吉田、花井、谷口各議員であります。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年の通常国会で創設が予定される森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記、1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保するこ

と。

2. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月25日提出。北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案の通り可決されました。

● 意見書案第3号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、意見書案第3号、『障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 8 番（西山和夫）

意見書案第3号、障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

平成30年9月25日提出。提出、西山、笠松、五十嵐、成澤、松井、木村、吉田、花井、谷口各議員であります。

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

障害があるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障害児者は年々増加している。現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされている。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害児者の自立をますます困難なものにしている。

2014年1月、わが国政府は国連・障害者権利条約の締約国に加わった。条約には、第19条（a）「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わ

ないこと」が明記されているとともに、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食料、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとしている。

多くの障害児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実の中で、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいる。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が「長期のショートステイ（いわゆる「ロングショート」）を余儀なくされている問題などは早急に解決すべき課題であるといえる。

よって、こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、「地域か、施設か」「グループホームか、施設か」の選択ではなく、地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するよう、下記の事項を強く要望する。

記、1. 障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。

2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。

3. 前2項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月25日提出。北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案の通り可決されました。

● 意見書案第4号 臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、意見書案第4号、『臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 8番（西山和夫）

意見書案第4号、臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

平成30年9月25日提出。提出議員、西山、笠松、五十嵐、成澤、松井、木村、吉田、花井、谷口各議員であります。

臓器移植の環境整備を求める意見書

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人、平成29年の臓器提供者数は77人となっている。

しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で11,931人、膵臓で206人(日本臓器移植ネットワーク)となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

よって、国においては、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記、1. 国民が命の大切さを考える中で臓器移植にかかる意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう臓器移植に係る更なる啓発に努めること。

2. 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。

3. 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。

4. 臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。

5. 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずること。

①ブローカーの厳罰化

②医師に対する、患者への渡航移植の危険性の告知義務

③医師が臓器移植を受けた患者であることを覚知した際、厚生労働省への告知義務

④違法と知らないで臓器移植を受けてしまった、善意のレシピエントへの精心面でのケア
これらは、有効な対策であると思われる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月25日提出。北海道上磯郡知内町議会議員 伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりました。

本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案の通り可決されました。

以上4件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 グループホーム建設と健康保養センターの今後の運営に関する調査特別委員会の設置について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第10、『グループホーム建設と健康保養センターの今後の運営に関する調査特別委員会の設置について』を議題とします。

本件については、現在、町内で予定されているグループホーム建設と、それと関連した運営形態が想定されている健康保養センターについて、総合的に調査、研究するために設置するものであります。

これについて、議長を除いた議員全員による調査特別委員会を設置し、議会閉会中の継続審査として、調査期間は調査が終了するまでとすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本件は議長を除いた議員全員による調査特別委員会を設置し、議会閉会中の継続審査として、調査期間は調査が終了するまでに決定致しました。

ここで、暫時休憩します。

◎ 議長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほど休憩中にグループホーム建設と健康保養センターの今後の運営に関する調査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長から報告致します。

委員長に谷口康之君。副委員長に吉田峰一君が選任されました。

これで報告を終わります。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第11、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題と致します。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出張又は派遣を要する諸行事、慶弔、諸会議、研修、要望等のため、出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して出席又は派遣を要する正副議長並びに議員の出張について承認することに決定しました。

なお、出席又は派遣を要する議員については、その都度、議長において指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長(伊藤政博)

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第3回知内町議会定例会を閉会します。

どうも大変ご苦労様でした。

(閉会 午後 2時53分)